

決 定 要 旨

被 審 人（本店） 東京都新宿区市谷本村町 1 番 1 号

（商号） S B I ネットシステムズ株式会社

（旧商号 株式会社シーフォーテクノロジー）

上記被審人に対する平成 23 年度（判）第 3 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官安木進、審判官奥久潤一、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

(1) 納付すべき課徴金の額 金 1 億 1068 万円

(2) 課徴金の納付期限 平成 23 年 8 月 1 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 23 年 5 月 31 日

金融庁長官 三 國 谷 勝 範

(参考)「審判手続開始決定書」の引用部分

I 課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

金融商品取引法第 178 条第 2 号及び第 4 号に該当

被審人は、東京都新宿区市谷本村町 1 番 1 号に本店を置き、その発行する株券が東京証券取引所マザーズ市場に上場されている会社であるが、被審人は、関東財務局長に対し、

第 1

下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書（以下「開示書類」という。）を提出し、

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 18 年 6 月 28 日	第 9 期事業年度 連結会計期間 に係る有価証 券報告書	平成 17 年 4 月 1 日 ～平成 18 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結経常損益 が▲404 百万円 であるところ を 38 百万円と 記載 連結当期純損 益が▲445 百万 円であるところ を 31 百万円 と記載	・架空売上の計 上等
				連結 貸借対照表	連結純資産額 に相当する「資 本合計」欄が 1,121 百万円で あるところを 1,598 百万円と 記載	

番 号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に 関する書類	内容（注）	事由
2	平成 18 年 12 月 28 日	第 10 期事業年 度中間連結会 計期間に係る 半期報告書	平成 18 年 4 月 1 日 ～平成 18 年 9 月 30 日の中間連結会計 期間	中間連結 貸借対照表	連結純資産額 が 541 百万円 であるところ を 947 百万円 と記載	・投資有価証券 の過大計上 等
3	平成 19 年 6 月 28 日	第 10 期事業年 度連結会計期 間に係る有価 証券報告書	平成 18 年 4 月 1 日 ～平成 19 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額 が▲566 百万円 であるところ を▲146 百万円 と記載	・ソフトウェア の過大計上 ・投資有価証券 の過大計上 等
4	平成 19 年 12 月 20 日	第 11 期事業年 度中間連結会 計期間に係る 半期報告書	平成 19 年 4 月 1 日 ～平成 19 年 9 月 30 日の中間連結会計 期間	中間連結 損益計算書	連結中間純損 益が▲246 百万 円であるところ を▲116 百万 円と記載	・貸倒引当金の 過少計上 ・ソフトウェア の過大計上 等
				中間連結 貸借対照表	連結純資産額 が▲845 百万円 であるところ を▲294 百万円 と記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
5	平成 20 年 6 月 25 日	第 11 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成 19 年 4 月 1 日 ～平成 20 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が▲20 百万円であるところを 70 百万円と記載	・ソフトウェアの過大計上等
6	平成 20 年 8 月 7 日	第 12 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成 20 年 4 月 1 日 ～平成 20 年 6 月 30 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲39 百万円であるところを 39 百万円と記載	・ソフトウェアの過大計上等

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

第 2

1 平成 20 年 2 月 15 日、第 10 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書及び第 11 期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 3 月 3 日、131,500 株の株券を 1,709,500,000 円で取得させ、

2 平成 20 年 8 月 8 日、第 11 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書及び第 12 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 8 月 26 日、227,585 株の株券を 3,299,982,500 円で取得させ、

もって重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させ

たものである。

II 法令の適用

I の第 1 の表に掲げる事実につき

番号 1、同 3 及び同 5

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第 172 条の 2 第 1 項本文、金融商品取引法第 24 条第 1 項

番号 2 及び同 4

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 2 項前段、金融商品取引法第 24 条の 5 第 1 項

番号 6

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 2 項前段、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項

I の第 2 に掲げる事実につき

旧金融商品取引法第 172 条第 1 項、第 3 項、金融商品取引法第 5 条第 1 項、第 3 項、第 176 条第 2 項

III 課徴金の計算の基礎

I の第 1 の表に掲げる事実につき

番号 1

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項の規定により、被審人の第 9 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額（396,694 円）

が

- ② 3,000,000 円

を超えないことから、3,000,000 円となる。

番号 2 及び同 3

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 10 期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (226,661 円)

が

- ② 3,000,000 円

を超えないことから、

同半期報告書については、3,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 1,500,000 円

同有価証券報告書については、3,000,000 円

となるが、同半期報告書及び同有価証券報告書が、いずれも第 10 期事業年度に係るものであることから、旧金融商品取引法第 185 条の 7 第 2 項の規定により、3,000,000 円を個別決定ごとの算出額に基づき按分することとなり、

同半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 1,000,000 \text{ 円}$$

同有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 3,000,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 2,000,000 \text{ 円}$$

となる。

番号 4 及び同 5

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 11 期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (62,123 円)

が

- ② 3,000,000 円

を超えないことから、

同半期報告書については、3,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 1,500,000 円

同有価証券報告書については、3,000,000 円

となるが、同半期報告書及び同有価証券報告書が、いずれも第 11 期事業年度に係るものであることから、旧金融商品取引法第 185 条の 7 第 2 項の規定によ

り、3,000,000 円を個別決定ごとの算出額に基づき按分することとなり、
同半期報告書に係る課徴金の額は
 $3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 1,000,000$ 円
同有価証券報告書に係る課徴金の額は
 $3,000,000 \times 3,000,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 2,000,000$ 円
となる。

番号 6

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 2 項の規定により、被審人の第 12 期事業
年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書に係る課徴金の額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3
を乗じて得た額 (143,291 円)

が

- ② 3,000,000 円

を超えないことから、3,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 1,500,000
円となる。

I の第 2 に掲げる事実につき

旧金融商品取引法第 172 条第 1 項第 1 号の規定により、重要な事項につき虚偽
の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の
総額の 100 分の 2 に相当する額が課徴金の額となることから、

- 1 平成 20 年 2 月 15 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、
 $1,709,500,000 \text{ 円} \times 2 / 100 = 34,190,000$ 円
- 2 平成 20 年 8 月 8 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、
 $3,299,982,500 \text{ 円} \times 2 / 100 = 65,999,650$ 円
について、金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満を切
り捨てて、65,990,000 円

となる。